

質 問 回 答

2022年1月11日

「(案件名)インドネシア国海上保安強化に係る情報集・確認調査」(公示日:2021年12月15日/調達管理番号:21a00954)につきまして、当初2022年1月5日までに質問回答掲載としておりましたが、協議に時間を要したため、回答期限を2022年1月11日に延長させていただきました(2022年1月5日付公示HPに掲載:<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?&contract=1>)。また、以下回答にも記載の通り、企画競争説明書の内容につきましても変更がございましたので、プロポーザル提出期限を2022年1月21日(金)正午まで、評価結果の通知期限を2022年2月9日(水)までそれぞれ延長させていただきます。

合わせまして、企画競争説明書につきましても以下回答に合わせ内容を修正したものに差し替えておりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。この度は、回答の遅延と公示内容の変更につき、ご迷惑をお掛けすることになり、申し訳ございませんでした。

質問と回答は以下の通りとなります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	全般	12月8日付けのプレ公示では、業務担当分野一覧の中に、「組織体制/運航計画・維持管理計画」が示されておりました。一方、12月15日に公示された企画競争説明書では、この分野は除かれ、港湾土木関係の専門家などが大幅に加えられています。これは、調査内容についての重大な変更と思われますが、そうなった背景や経緯などについて、具体的に教示願います。	企画競争説明書においても、第4章(2)2)業務従事者の構成案に「①業務主任/船舶建造計画/運航・維持管理計画(2号)」と記載しております。 業務従事者の構成等については、発注者が現時点での想定としてお示ししているものですが、公示後の情報収集により係留施設設計は調査の対象から除外することとし、以下の通り変更させていただきます。 ・第4章(2)1)業務量の目途を、「約9.00人月(現地:3.75人月、国内5.25人月)」に変更します。 ・2)業務従事者の構成案の「④係留施設設計」を「④係留施設/運用海域自然条件調査」に変

			<p>更し、「⑥施工計画／積算」及び「⑦環境社会配慮／自然条件調査」を削除します。また、施設施工を範囲外としたことから環境社会配慮カテゴリーCの想定となり、環境影響評価、環境緩和策やモニタリング及び環境社会配慮実施体制の案の作成を行わないため分野から削除いたします。</p> <p>一方、「協力準備調査(無償)に必要な追加業務」に対する想定追加業務人月を0.50人月としていたのは、発注者側の誤りでした。第4章(2)2)枠内「2)追加の業務従事者構成案」を「2)業務内容」としたうえで、その内容を「無償案件としてのプロジェクト範囲の精査、確定及び、先方実施機関との協議」と修正し、この「1)追加業務量の目途」を2.50人月に修正いたします。</p> <p>・上記変更に伴い企画競争説明書第3章 第5条(10)、(12)に修正を加えておりますので、差し替え版の説明書をご確認ください。</p> <p>これらを踏まえて最適だと考える構成等を提案してください。</p>
2	P3 第1章 5 競争参加資格 (5) 2)と3)	提出場所及び提出方法について、「下記「7. プロポーザル等の提出」参照」とありますが、「8」の間違いでしょうか。	失礼いたしました。ご理解の通りとなります。誤) 下記「 <u>7.</u> プロポーザル等の提出」参照 ↓ 正) 下記「 <u>8.</u> プロポーザル等の提出」参照
3	P14 第2章 1 プロポーザルに記載されるべ	1)の類似業務の経験は、「海上保安分野における調査業務及び海上保安分野における船舶の設計に係る業務」となっておりますが、	本調査においては、船舶の設計を優先しますので、係留施設にかかる調査は類似業務にはなりません。

	<p>き事項 (1) 1)</p>	<p>「係留施設にかかる調査業務」は類似にはならないのでしょうか。</p>	
4	<p>P14 第2章 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (2) 7)</p>	<p>協力(案)の概要が決まっていない状態では、実施設計・施工監理体制を作成することは、困難と思料します。本プロポーザルにおいては、7) 実施設計・施工監理体制は、記述しなくて宜しいのでしょうか。</p>	<p>第1章(13)および、第4章(2)に記載の通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。その場合、第1章14にあるとおり、本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。</p> <p>当該追加業務に係る追加の業務量目途と追加の業務従事者構成案については、第4章(2)2)の記述を踏まえ、変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。</p> <p>そのため、本プロポーザルにおいては、主として船舶建造を想定した協力(案)に対する実施設計・施工監理体制の記載をお願いします。</p>
5	<p>P19-24 第3章 全般 調査の目的 BAKAMLA との協議場所について</p>	<p>規模、仕様に関する主たる協議場所は、ジャカルタ本部でしょうか、あるいはバタム支所でしょうか。</p>	<p>主たる協議場所はジャカルタ本部を予定していますが、バタム支所及びナツナでの情報収集もできるよう計画をお願いします。</p>
6	<p>P19 第3章</p>	<p>海上保安を担う機関において、ハードウェアでは、船艇、航空機、通信機材と船艇係留</p>	<p>情報収集・確認調査の目的としては、第3章第3条に記載したとおりですが、その後の事業内容</p>

	<p>第3条 調査の目的</p>	<p>施設や修繕設備、乗員の待機宿泊設備、教育訓練設備や機材などが必須とされます。またソフトウェアでは、行動計画能力、船艇など機材の運用能力、教育訓練手法、修繕計画能力や修繕技術の確立と向上が挙げられます。</p> <p>従前であれば、目的において、船舶を中心にし、想定される船舶に見合う係留施設と効果的な運用を支援する方策について併せて調査する等々ある程度調査内容が限定的にされていたものと承知しておりますが、本企画競争説明書に記載の目的においては、主としてどの内容を調査すべきなのかは、明示されておりません。調査の規模にも制約があるなか、効率的に調査を行うべく、調査目的をある程度具体的に教示願います。</p>	<p>として、現時点では船舶建造を想定しています。</p>
<p>7</p>	<p>P19 第3章 第4条 調査実施の留意事項 (2) 1)</p>	<p>「協力(案)の内容の提案」を行うように記述されています。これは現地調査の中で、協力(案)の内容をインドネシアの海上保安機関に提案するという趣旨と理解しますが、その協力(案)は、どの段階で、誰により作成されるのか教示願います。</p> <p>「協力(案)を実施する場合の実施体制」を調査することとなっていますが、そのためには、事前に協力(案)を策定しておく必要があります。上と同趣旨の質問になりますが、どの段階で、誰により作成されるのか教示願います。</p>	<p>協力(案)は、国内解析、第一現地調査を踏まえ受注者が第一案を作成し、発注者の確認を経た上で、インドネシア側に提案することを想定しています。</p> <p>「実施体制」については、ご指摘の通り協力(案)に基づいて検討される必要がありますが、予め可能な範囲で調査を進めるなど効率的に調査を進めることが求められます。</p>

8	P20-23 第3章 第5条 調査の内容 全般 調査サイトについて	係留施設については、サイトが特定されなければ必要な調査方法の提案が難しいため係留施設の候補地をご教示いただけないでしょうか。	候補地は、バタムもしくはナツナを想定しています。
9	P20-23 第3章 第5条 調査の内容 全般 船舶と係留施設の規模	想定される船舶と係留施設の規模や仕様、数量をご教示いただけますか。	船舶であれば1隻、係留施設は民間あるいはBAKAMLA等政府系の係留施設の利用と仮定してください。
10	P20 第3章 第5条 調査の内容 (4) 5)	船艇、係留施設（水域施設）以外にも船艇の修繕施設、乗員宿舎を含む基地施設、乗員訓練施設や訓練機材も協力（案）の対象として想定される場所ですが、BAKAMLAの意向を調査するにあたり、適切な時期に日本側として想定されている範囲などが示されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	P20 第3章 第5条 調査の内容 (6)	「技術水準」とは船舶の運用及び維持管理能力のことを意図されているのでしょうか。何を対象として意図されているか具体的教示願います。	船舶の運用及び維持管理能力を含め、広くBAKAMLAが業務を遂行する上で必要な技術のことを指しています。
12	P20-21 第3章 第5条 調査の内容 (7)	ここで、「サイト」とはBAKAMLAの船艇基地などを意図されているものと理解しますが、BAKAMLAは、比較的小型の舟艇基地も含めて、管区本部の船艇基地3ヶ所に加えて、安全監視ステーション(SPKKL)が14ヶ所があると報告されています。	ご理解のとおりです。

		今回の調査では、ナツナ海域の海上保安・海上安全に直接的に関係する船艇基地、あるいはバタム島にある基地等に限定して現地調査を行うとの基本方針でよろしいのでしょうか。調査規模からインドネシア全域にわたる踏査などは困難と思われまます。ご指示願います。	
13	P20-21 第3章 第5条 調査の内容 (7)	聞き取り調査を再委託あるいは現地庸人を起用して実施することは可能でしょうか。可能な場合、見積金額を別見積で提出することは可能でしょうか。	発注者側では現時点で再委託を想定していませんが、効率的な業務実施の為の再委託があればご提案ください。
14	P20-21 第3章 第5条 調査の内容 (7)	係留施設サイトの地形や地盤等に関する情報は係留施設の検討において不可欠と考えますが、現地踏査、聞き取り調査、既往資料による情報が不足する場合、契約変更による現地調査の追加実施は可能でしょうか。	民間あるいは BAKAMLA 等政府系の係留施設の利用を想定していますが、情報が不足する場合は追加実施を検討します。
15	P21 第3章 第5条 調査の内容 (8) 3)	搭載機器等ハードの性能と BAKAMLA の運用技術能力、保守技術能力、経済的な負担能力を鑑みて齟齬がないことを確認せよとの指示と理解しますが、必要であればソフトコンポーネントを提案しなさいとのご指示でしょうか。	ソフトコンポーネントが必要であれば提案をしてください。
16	P21 第3章 第5条 調査の内容 (10)	「必要精度」とはどの程度の精度を求められているのかお示しください。	第1章(13)および、第4章(2)に記載の通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があることから、無償資金協りに求められるのと同等の精度を想定しています。

			なお、協力準備調査を追加しない場合は設計・積算審査は行いません。
17	P23 第3章 第5条 調査の内容 (15)	<p>事業費の検討に当たっては、協力(案)の内容(例えば、巡視船1隻のみ)によって、コンサルタントの業務量が大きく変わってきます。</p> <p>本プロポーザルにおいて、コンサルタントの業務量を見積もるに当たり、貴機構で想定されている協力(案)を提示願います。</p> <p>貴機構で想定されていない場合、コンサルタントが適宜想定し、業務量を算定しようと思いますが、実際に協力案と大きく異なることとなった場合、契約の変更により業務量の修正に応じていただけるでしょうか。</p>	巡視船1隻を協力(案)と想定してください。
18	P24 第3章 第7条 成果品等 (5)	「(5) 事業費検討内訳書」とは協力(案)の実施に必要な資機材や労務などの調達費の内訳のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	P24 第3章 第7条 成果品等 (6)	「(6) 協力案概要」とは「概要資料」に類似するものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	P24 第3章 第7条 成果品等 (6)と(7)	完成予想図は、1) 船舶と係留施設(全景)、2) 船舶のみ、3) 係留施設のみの3点が必要でしょうか。	巡視船1隻を協力(案)と想定してください。

21	P 24 第 3 章 第 7 条 成果品等 (8)	「(8) 協力案の仕様検討書」とは「p22 (11) 事業協力 (案) の計画」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	P 24 第 3 章 第 7 条 成果品等 (1 0)	「(10) モニタリング方法概要」とは「進捗報告書 (PMR) の初版」に類似するものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	P25 第 4 章 (2) 業務量目途と業務従事者 構成案 2)	現在想定されている業務従事者の構成の中に、④係留施設設計 ⑥施工計画・積算、⑦環境社会配慮・自然条件調査という項目がありますが、この内容から、岸壁、棧橋、その他施設の整備が既に想定されているものと考えられます。 一方、第 3 章特記仕様書案の中には、それに該当する具体的な記述が見当たりません。 具体的に想定されている岸壁、棧橋、その他施設があるのでしたら、ご教示願います。	上述の通り、現時点では巡視船 1 隻を協力(案)と想定していますが、同巡視船の係留施設の確認をした結果として、要すれば整備に係る提案も求められます。具体的には、バタムまたはナツナにおける民間あるいは BAKAMLA 等政府系の係留施設が想定されます。係留施設の設計が追加となる場合は、受注者・発注者間で協議の上契約変更を行うこととします。
24	P25 第 4 章 (2) 業務量目途と業務従事者 構成案 四角囲い内 “第 1 章 1 3 に記載した～”	ここで意図されている「具体的な案件の設計」とは何なのか、例示をお願いいたします。追加の調査業務ではなく、これまでの調査結果を整理することとの理解でしょうか。 同様に「積算」とありますが、同様の趣旨であれば、本調査では予め協力準備調査と同等のレベルで積算作業を進めることが求められていることとなります。ご確認をお願いいたします。	追加発注では、情報収集・確認調査で提案する協力(案)を無償資金協力案件として確認・精査することを想定しています。 上述の通り、協力(案)については、無償資金協力の準備調査で求められる精度での調査を想定しています。なお、協力準備調査を追加しない場合は設計・積算審査は行いません。

25	P25 第4章 (2) 業務量の目安 現地入国時の自主隔離について	在インドネシア日本国大使館のウェブサイトによると「イ」国入国後は政府指定のホテルにて10日間の自主隔離があるようです。業務量目途(現地5.25人月)には隔離期間は含まれているのでしょうか。	第1章 8 (6) 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費に記載の通り、“隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。”となりますので業務目途には含まれておりません。
26	P26 第4章 (6) その他留意事項 1)	「JICA ジブチ支所」という記述がありますが、間違いでしょうか。	失礼いたしました。インドネシア事務所の誤りとなります。 誤) <u>JICAジブチ支所</u> などにおいて ↓ 正) <u>JICAインドネシア事務所</u> などにおいて
27	その他 コロナウイルスの影響に伴う各種キャンセル料の精算について	コロナ影響で、業務渡航の大幅な延期により、直前のキャンセルが発生した場合、各種キャンセル手数料は、打合簿により精算対象としていただけますか。 (例えば、通訳派遣会社、ホテル・レンタカー会社などのキャンセルポリシーに基づくキャンセル料。)	渡航直前に現地渡航禁止となった場合において、不可抗力と判断される場合は、その渡航に係る経費のキャンセル料は精算可能となります。状況に応じで判断が異なりますので、当該事象が発生した際には監督職員に報告相談下さい。

以上